

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

米軍が「公務執行中」と認定すれば米軍関係者（米軍人、軍属、家族）の刑事事件の第1次裁判権を日本が放棄せざるを得ない日米地位協定第17条3項の不公正な規定が、重大な悲劇を生み出している。

今年1月には沖縄で、米軍属の運転する車が19歳の日本人青年の車に正面衝突し命を奪ったが、米軍属は米軍によって「帰宅途中」＝「公務執行中」と認定され、日米地位協定にもとづき那覇地検は不起訴処分とした。

被害者青年の母親は、「日本で起こした事故なのに、人の命を奪って、日本の裁判で罪を問えないのはおかしい、こんな協定は間違っている」と涙ながらに訴え、2011年4月25日、不起訴処分に対する審査申し立てをした。同年5月27日には検察審査会は、起訴相当という判断を下し、日本の裁判所で審理できないことは「日本国民として非常に不合理だと考える」と批判。日米地位協定の改定を求めている。

この母親の訴えにこたえ、日米地位協定の抜本的改定を求める声はいま沖縄全県に広がり、日米地位協定の抜本改定を求める決議は、県議会が全会一致で決議したのをはじめ、県下の8割を超す自治体に広がっている（2011年10月現在）。

我々は沖縄県民とともに、日本における米軍関係者のすべての事件・事故を日本の法と司法によって厳正に裁くことができるよう、日米地位協定を抜本的に改定することを、日本政府に強く求めるものである。

また、日米地位協定上、第1次裁判権を日本が有する米軍関係者の「公務外」の事件・事故についても、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりがない」とする、日米間の密約の存在も明らかになっている（1953年10月28日、日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会の日本側部会長の声明）。このもとで、米軍関係者の一般刑法犯の起訴率が11.7%という異常に低い状況が生まれている（2010年）。我々は、この密約の破棄もあわせて求めるものである。